

## 令和2年度 木の薫る県庁づくり事業業務委託仕様書

### 1 目的

県では、みえ公共建築物等木材利用方針に基づき、県内の公共建築物について、木造・木質化の推進に取り組んでいる。

今回、県施設の中でも展示効果の高い三重県庁3階秘書課ロビーの壁面について、公共施設等において普及可能な施工性、経済性及びメンテナンス性に優れたデザインの木質化モデルを提示することにより、広く県民に県産材の良さと木づかいの意義をPRするとともに、さらなる木材の需要拡大を図る。

### 2 業務内容

#### (1) 木製装飾の製作

以下の条件において、デザイン案を作成し、設計及び製作を行う。

- ①知事記者会見の背景となる三重県庁3階秘書課ロビーの壁面(幅3.0m、高さ2.3m)について、木製装飾品による木質化を行う。
- ②建築基準法及び消防法に基づく制限、転倒防止の観点や導線の確保等を考慮した構造デザインとする。  
※現在使用されている額縁(幅50cm、高さ60cm)について、継続して掲示可能にする一方、取り外した場合も成立するデザインとする。
- ③県産材を使用する。
- ④三重県における公共施設等に普及可能な施工性、経済性及びメンテナンス性に優れたデザインとする。
- ⑤知事記者会見背景として適切な、シンプルで品格のあるデザインとすること。

#### (2) 打合せ

デザイン案完成時、設計完成時、完成前の3回打合せを行う。

#### (3) 成果物

デザイン案：1式  
設計及び図面類：1式  
木製装飾の設置：1式

### 3 契約上限額 867,900円(消費税及び地方消費税を含む)

### 4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

#### (1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ・三重県内に本支店及び営業所等を有する事業者であること。

#### (2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期

間中である者でないこと。

- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 契約条件

- (1) 委託業務名 令和2年度木の薫る県庁づくり事業業務委託
- (2) 委託期間 契約の日から令和3年3月12日（金）まで
- (3) 成果物 2（3）のとおり
- (4) 完成期限 令和3年3月12日（金）

## 6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和2年度木の薫る県庁づくり事業業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。企画提案コンペの審査基準は以下のとおり

- (1) 的確性  
委託業務の趣旨を的確に理解し、効果的な計画となっているか。
- (2) 専門性  
委託業務を実行可能とする専門知識、技能、ネットワーク及び実績があるか。
- (3) 実行性  
実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる提案となっているか。
- (4) 経済性  
見積限度額内でより効果的な経費運用がなされているか。また、見積額及び積算内訳は適当か。
- (5) デザイン性  
公共施設等において普及可能な施工性、経済性及びメンテナンス性に優れたデザインとなっているか。また、知事記者会見背景として適切な、シンプルで品格のあるデザインとなっているか。

- ・企画提案書の提出期限は、令和2年11月6日（金）15時まで（提出先：三重県農林水産部森林・林業経営課）とする。メール可。郵送の場合は必着のこと。
- ・上記の方法により選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。
- ・随意契約は、見積書の提出により行う。

## 7 提出を求める企画提案資料の内容

### (1) 企画提案書

#### ア) 様式、部数

様式は日本産業規格のA4判、長辺とじとする。文字サイズは10ポイント以上、20ページ以内で作成し、ページ番号を記載すること。提出部数は8部（正本1部、写し7部）とする。

#### イ) 内容

##### (ア) 企画提案書（様式自由）

企画提案書は、次の①から③までにに関する企画・提案が含まれるように作成すること。

①事業実施にかかる組織体系

事業実施にかかる組織について記載すること。

②コンセプトについて

施工性、経済性、メンテナンス性等のアピールポイントについて記載すること。

③その他

・過去に類似事業の実績があれば、これに関する資料（委託元、期間及び受託業務の概要等）

・その他参考となる資料

(イ) 見積書（「消費税込み」か「外税」かを表記のこと）

(ウ) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

(エ) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

## 8 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付期限

令和2年10月29日（木） 15時まで（必着）

### (2) 質問の提出

当該企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、17に記載の担当課・連絡先まで、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。送信後は、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

### (3) 質問の内容

質問は、原則として、当該業務委託にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

### (4) 質問に対する回答

いただいた質問には令和2年10月30日（金）15時までに、三重県ホームページにて回答させていただきます。

## 9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第3号様式）

(2) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」（第4号様式）

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(4) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

※新型コロナウイルス感染症の影響により、税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、納税証明書及び納税確認書の提出ができない

場合は、申立書（第5号様式）を提出すること。

#### 10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部森林・林業経営課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- (4) 契約は、三重県農林水産部森林・林業経営課において行います。

#### 11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

#### 12 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

#### 13 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

#### 15 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

#### 1.6 その他

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

#### 1.7 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町1-3番地

三重県農林水産部森林・林業経営課

Tel : 059-224-2565      FAX : 059-224-2070

E-mail : shinrin@pref.mie.lg.jp      担当 : 平松